

資料 3-1

スポーツ団体ガバナンスコードに伴う適合性審査について

令和4年度スポーツ団体ガバナンスコード適合性審査結果について

「令和4年度スポーツ団体ガバナンスコード適合性審査」について、今年度対象の12団体（JPC加盟競技団体）においては下記審査項目（13原則に基づいた43項目）に関する予備調査を終え、12月8日、23日に行われた適合性審査委員会にて、全団体「適合」となった。

適合性審査の運用規則には、「統括三団体（日本スポーツ協会、日本オリンピック委員会、日本パラスポーツ協会）は適合性審査報告書の答申を受けたのち、速やかに各統括団体の理事会において適合性審査の結果等を決定し、当該団体（今回対象の12団体）に対して、適合性審査結果通知書を通知する」と定めているため、本結果についてご審議願うものである。

記

【審査委員会 実施概要】

日 時:令和4年12月8日(木) 14:00~17:00

// 12月23日(金) 9:00~11:30

場 所:JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE12階 日本スポーツ協会会議室

審査委員:菊地裕太郎委員長(弁護士)、松尾哲矢副委員長(立教大学教授)、小林久美(公認会計士)、松永敬子(龍谷大学教授)、森岡祐策(JSPO専務理事)、靱井圭子(JOC専務理事)、藤原正樹(JPSA専務理事) *敬称略

審査項目及び審査方法:

以下13の原則に基づき設定された43項目について各競技団体が回答と共に証憑書類を提出、それを予備調査員が調査・評価した結果に対し、上記審査委員が審査を行った。

原則1) 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである。

原則2) 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。

原則3) 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。

原則4) コンプライアンス委員会を設置すべきである。

原則5) コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである。

原則6) 法務、会計等の体制を構築すべきである。

原則7) 適切な情報開示を行うべきである。

原則8) 利益相反を適切に管理すべきである。

原則9) 通報制度を構築すべきである。

原則10) 懲罰制度を構築すべきである。

原則11) 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。

原則12) 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。

原則13) 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。

審査結果:

以下の通り全団体が「適合」となった。

(審査所見欄は、特段問題が無い場合は「該当なし」と表記。「好事例」や「要改善事項」がある場合は記載)

No.	団体名	審査結果	審査所見
1	一般社団法人日本障がい者乗馬協会	適合	該当なし
2	特定非営利活動法人 日本ブラインドサッカー協会	適合	【好事例】審査項目1,2,3 「経済性」「競技性」「組織性」の三要素から成るインパクト指標を掲げるとともにこれをさらに細分化して8つのKGIを定め、各KGIについて統計等に依拠しながら定量目標を定める等して相当程度具体的・現実的な経営計画を策定している。このような取組は、ガバナンス強化の好事例である。
3	一般社団法人日本ゴールボール協会	適合	【好事例】審査項目17 代表選手の選考のみならず、代表スタッフの選考についても選考基準を規程に定めて周知している点は、ガバナンス強化の好事例である。
4	特定非営利活動法人日本視覚障害者柔道連盟	適合	該当なし
5	特定非営利活動法人 日本パラ・パワーリフティング連盟	適合	【好事例】審査項目16 スポンサー獲得に向けたプレゼンテーション資料を作成し、また、体験会を実施してスポンサーに対して競技の魅力を発信するなど、団体自らがスポンサーを募る活動を積極的に行っている。また、企業だけでなく学校ともコラボレーションを実施し、体験会を実施するなどして競技の魅力を発信するなど、社会への貢献に尽力している点は、ガバナンス強化の好事例である。
6	特定非営利活動法人日本障害者スポーツ射撃連盟	適合	該当なし
7	一般社団法人日本肢体不自由者卓球協会	適合	該当なし
8	一般社団法人日本パラバレーボール協会	適合	該当なし
9	一般社団法人日本ろう者テニス協会	適合	該当なし
10	一般社団法人日本ろうあ者卓球協会	適合	該当なし
11	一般社団法人日本デフビーチバレーボール協会	適合	該当なし
12	一般社団法人日本デフバレーボール協会	適合	該当なし